

兵庫県・神戸市・姫路市・尼崎市・明石市・西宮市の 令和6年度 事業方針

[明石市]

1 排出事業者に対する指導

(1) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度の適正運用の徹底と適正処理の確保

排出事業者に対して立入検査等を実施することにより、マニフェスト制度の適正な運用の徹底を図るとともに、電子マニフェスト利用や優良産業廃棄物処理業者認定制度の活用を促し、排出事業者に対する産業廃棄物の適正処理の徹底を指導する。

(2) 多量排出事業者に対する減量化等の指導強化

多量排出事業者から提出される処理計画や実績報告等の内容を確認し、必要に応じて産業廃棄物発生量の減量化等を指導していく。

2 産業廃棄物処理業者に対する指導

(1) 処理業者の適正処理指導の強化

産業廃棄物処理業者に対する立入検査・指導を強化するとともに、産業廃棄物処理施設、処理業の許可にあたっては厳正に審査を行い、適正な処理を確保する。

また、廃棄物処理施設の設置に際しては、「明石市廃棄物処理施設等の設置に係る紛争の予防と調整に関する条例」（平成30年4月施行）に基づき、事業計画の広告、縦覧、説明会の開催等の手続きを通じて、地域住民との合意形成を図るよう指導する。

(2) 講習会の開催

兵庫県及び各政令市（神戸、姫路、尼崎、西宮）とともに、(一社)兵庫県産業資源循環協会に産業廃棄物処理に関する研修会の開催を委託し、廃棄物の適正処理及び再生利用の更なる推進を図る。

(3) 電子マニフェストの普及

適正処理の確保の観点から、処理業者における電子マニフェストの利用拡大を促進する。

3 不適正処理対策の充実強化

(1) 不適正処理防止体制の整備

「明石市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例」（平成30年4月施行）に基づく建設資材廃棄物引渡完了報告書の提出指導や、「産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例」（兵庫県条例）及び廃棄物処理法との一体的な指導を行うことにより、不法投棄の未然防止に努める。

(2) 不法投棄を許さない監視体制の強化

不適正処理監視員を配置するとともに、関係機関との連携を図り、監視パトロールを強化する。

4 PCB廃棄物等の適正な処理の推進

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（平成13年6月施行）に基づき、PCB廃棄物保管事業者に対して適正処理の指導等を行う。

[明石市環境産業局環境室産業廃棄物対策課]